意見公募要領

１　意見公募対象

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

２　意見公募の趣旨・目的・背景

携帯通信端末向けの電気通信役務の不正な利用が多様化・巧妙化していることに鑑み、当該電気通信役務を提供する事業者が契約締結時の本人確認等を行うべき役務に音声通信役務以外の電気通信役務（携帯データ通信役務）を追加すること等の措置を講じるため、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第 25 号）が令和８年５月 22 日に成立し、同月 29 日に公布されました。

同法の施行に伴い、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成 17 年政令第 171 号）、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成 17 年政令第 146 号）及び警察庁組織令（昭和 29 年政令第 180 号）について所要の整備を行うことから、本案について広く意見を募集するものです。

３　資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov（https://www.e-gov.go.jp/）の「パブリック・コメント」欄、総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/）の「報道資料」欄及び警察庁ホームページ（https://www.npa.go.jp/）の「報道発表資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口（総務省）において配布することとします。

４　意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期間内に提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期間内に提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課又は警察庁刑事局捜査支援分析管理官のいずれかに意見を提出していただければ、もう一方にも連絡いたします。）

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov（https://public-comment.e-gov.go.jp/）の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：honninkakunin_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課　宛て

又は、

電子メールアドレス：soubunkan_atmark_npa.go.jp

警察庁刑事局捜査支援分析管理官　パブリック・コメント担当　宛て

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

※メール件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、また、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられており、電子メールが到達しないおそれがあるため、（１）の e-Gov を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて約 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２

総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課　宛て

又は、

〒100-8974　東京都千代田区霞が関２－１－２

警察庁刑事局捜査支援分析管理官　パブリック・コメント担当　宛て

（４）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5868

総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課　宛て

※連絡先窓口（総務省）の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

５　意見提出期間

令和８年（2026 年）11 月 20 日（金）から同年 12 月 21 日（月）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

６　留意事項

・電話による御意見は受け付けておりません。
・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である政令案の名称、そのページ等を記載してください。
・提出された意見は、e-Gov、総務省ホームページ及び警察庁ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課にて配布又は閲覧に供します。
・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
・なお、提出された意見と共に、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である政令案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課
担　当：古田課長補佐、猪股係長、佐野官
電　話：03-5253-5487（直通）
電子メールアドレス：honninkakunin_atmark_soumu.go.jp

警察庁刑事局捜査支援分析管理官　パブリック・コメント担当
電　話：03-3581-0141（内線：4346）
電子メールアドレス：soubunkan_atmark_npa.go.jp
※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。
メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意　見　書

令和　　年　　月　　日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
　利用環境課　宛て
警察庁刑事局捜査支援分析管理官
　パブリック・コメント担当　宛て
（いずれか一方の宛先に提出してください。）

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名等）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
注２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見